

# パックテスト鉛セットを用いて 鉛0.05mg/L以下を測定する場合

水質汚濁に係る環境基準、土壤汚染対策法に基づく溶出量基準、水道水質基準などの規制値は0.01mg/L以下です。パックテスト鉛セットで測定する場合、通常操作では測定範囲以下となるところ、濃縮倍率を上げる(検水の通液量を規定の10mLより増やす)ことで、規制値付近の測定が可能になります。

## 1. 準備品

- パックテスト鉛測定セット：型式:SPK-Pb
- 10%硝酸：通液量を増やす場合、パックテスト鉛セットのK-1試薬が不足します。別途10%硝酸をお客様にてご用意ください。
- ビーカー：お客様にてご用意ください。

## 2. 測定方法

例: 0.01mg/L程度を測定する場合 (目的の濃度に合わせて、下記○の数字の部分を変えてください)

1. ビーカーなどに検水を○mL(通常操作の○倍量)採ります。
2. K-1試薬または、10%硝酸を検水に○mL(通常操作の○倍量)加えます。
3. K-2試薬 約2mLを、2.5mLシリンジに採り、カラムに通液し、カラムをコンディショニングします。
4. 「2」を全量(10mLシリンジで○回)、カラムに通液します。
5. K-3試薬 約1mLを、「3」で使用したものと別2.5mLシリンジに採り、カラムに通液します。
6. 「3」、「5」で使用したものと別2.5mLシリンジに1mL分の空気を吸い上げた後、さらに、K-4試薬1.5mLをシリンジに採り、カラムに通液し、溶出液を全量回収します。
7. チューブに溶出液を全量吸い込みます。
8. チューブを30回程度振り混ぜ、1分後に標準色の上ののせて比色します。
9. 測定値を○で割った値が検水中の鉛濃度となります。

